



# 出生

に関連するおもな手続き

あてはまる手続きをご自身で確認してください

下にあてはまる方は世帯にいますか？	手続き	必要なもの	該当	受付窓口	受付済	
住所 戸籍	お子さんのマイナンバーを確認したい方	△後日、通知が地方公共団体情報システム機構から郵送で送られます 〔簡易書留で送られ、約1か月かかります〕	△もし届かない場合は、窓口にご相談ください。 △急ぎで確認したい場合は、窓口にご相談ください。			
	お子さんの住民票コードを確認したい方	△届出時に通知票を交付します。父母以外の方が手続きされる場合は、郵送で送られます。		1階 <sup>3</sup> 戸籍住民課		
	お子さんのマイナンバーカードを申請する方	マイナンバーカード交付申請	△出生届に記載の交付申請書に署名と数字四桁の暗証番号を記入してください。			
保険 年金	お子さんが国民健康保険に加入する方	・国民健康保険の加入 ・資格確認書 <sup>*</sup> の交付（後日郵送）				
	出産した方が国民健康保険の方	・産前産後の保険税免除の届出	・母子健康手帳 ・出産した方とお子さんの関係がわかる書類等		1階 <sup>4</sup> 保険年金課	
	① 出産した医療機関で「直接支払制度」(※1)の手続きをし、出産費用が50万円に満たなかった方	・「出産育児一時金」の支給申請	・出産育児一時金支給申請書 ・世帯主の印鑑 ・振込先の口座番号がわかるもの ・病院でもらった次の2点 →出産費用の領収・明細書の写し →代理受領に関する合意文書			
	② 「直接支払制度」(※1)を利用しなかった方					
	出産した方が国民健康保険以外の方	△同様の制度があります。手続き方法は、加入している健康保険の担当者にお問い合わせください。			健康保険の加入先で手続きしてください	
出産した方が国民年金第1号被保険者の方	・産前産後の国民年金保険料免除の届出	・母子健康手帳等、出産予定日がわかるもの (出産後の申請であれば不要)		1階 <sup>4</sup> 保険年金課		
※1 国民健康保険から医療機関へ出産育児一時金を直接支払う制度						
こども	母子(親子)健康手帳への出生証明		母子(親子)健康手帳		1階 <sup>3</sup> 戸籍住民課	
	児童手当を申請する方 (0歳~18歳の年度末までのお子さんがいる方)	・児童手当の申請 △出生の翌日から起算して15日以内の申請が必要です △公務員世帯の方は、勤務先で申請してください △必要なものがそろっていないくても窓口へお越しください	1人目のとき ・請求者名義の口座のわかる書類(通帳またはキャッシュカード) こどもと別居しているとき ・こどものマイナンバーの確認できる書類 1人目で配偶者が市外に住民票があるとき ・配偶者のマイナンバーの確認できる書類 1人目で配偶者と別世帯であるとき ・配偶者の委任状			
	こども医療証を申請する方 (0歳~18歳の年度末までのお子さんがいる方)	・こども医療証の申請	・こどもの健康保険の保険情報が分かる書類 市外に住民票があるとき ・保護者・配偶者のマイナンバーの確認できる書類 配偶者と別世帯であるとき ・配偶者の委任状		分庁舎(こどもみらいプラザ)	
	子育て家庭紙おむつ等支給事業の申請をする方	・申請			1階 <sup>1</sup> こどもみらい課	
	健康診査、予防接種、こんにちは赤ちゃん訪問事業の案内	・赤ちゃんの健診や予防接種の受け方について、こんにちは赤ちゃん訪問について説明	・母子健康手帳 ・出生連絡票			
	妊産婦健康診査、新生児聴覚検査助成金の申請をする方 (受診券・補助券が使用できず、全額自己負担された方が対象です)	・妊産婦健康診査、新生児聴覚検査助成金の申請 △産後、1年以内に申請してください	・母子健康手帳 ・認印 ・未使用の受診券・補助券 ・領収書 ・父母どちらかの通帳等			
	未婚で出産された方	・児童扶養手当の相談・申請 ・ひとり親家庭等医療費助成の相談・申請	△受付窓口でご相談ください △受付窓口でご相談ください			
	保育所・認定こども園・小規模保育施設に入所を希望する方	・保育所等の入所相談	△受付窓口でご相談ください			
	保育所・認定こども園・小規模保育施設を利用中のお子さんがいる方	・育児休業期間の確認等	△受付窓口でご相談ください		分庁舎(こどもみらいプラザ)	
	児童コミュニティクラブを利用中のお子さんがいる方(継続利用が必要な場合のみ)	・育児休業期間の確認等	△受付窓口でご相談ください ※継続利用をされない場合は、退所のお手続きをお願いします。		1階 <sup>3</sup> 保育・幼稚園課	
	未熟児を出産された方	・養育医療給付の相談・申請	△受付窓口でご相談ください		分庁舎(こどもみらいプラザ)	
				1階 <sup>1</sup> こどもみらい課		

※資格確認書はマイナ保険証をお持ちで無い方が対象

# 伊勢原市役所

〒259-1188  
伊勢原市田中348番地



市役所代表電話

0463-94-4711



お電話を担当へ  
おつながります

## 窓口受付時間

午前 9時00分 ~ 午後 4時30分

第2・4土曜日 午前9時00分~正午(戸籍住民課・保険年金課(国保係・年金係)・収納課・こどもみらい課のみ開庁)

伊勢原駅の駅窓口センターでは、住民票の写し、印鑑登録証明、戸籍証明および税証明\*等の各種証明書を発行しています。

火・木曜日、年末年始を除き、土・日曜日、祝日もご利用でき、平日も午後8時まで開所しています。 \*税証明は平日 午前9時30分~午後5時まで

マイナンバーカードをお持ちの方は  
全国のコンビニで各種証明書を取得  
できます。

伊勢原市ホームページ <https://www.city.isehara.kanagawa.jp/>

# 手続きチェックシート 出生



ご誕生おめでとうございます

お子さまが生まれた日を含めて 14 日以内に届出してください

## 出生届

### 《 届出に必要なもの 》

- ・ 医師、助産師等が作成した出生証明書付き出生届
- ・ 届出人(父、母のいずれか 1 人または父母 2 人)の署名
- ・ 母子(親子)健康手帳

関連する手続きは 内側にあります

必要な書類がそろわない手続きは、  
後日あらためてご来庁いただく場合があります。

忘れずにお持ちください

### 本人確認書類

市役所で手続きの際は本人確認をいたします。  
本人確認書類の提示をお願いいたします。  
(いずれも有効期限内のものに限ります。)

1点で  
本人確認  
できるもの

官公署が発行した顔写真付きのもの



運転免許証

マイナンバーカード

そのほか  
・ パスポート ・ 障害者手帳 ・ 在留カード  
・ 官公署発行の顔写真付きの免許証、許可証等

確認に  
2点が必要なもの

- ・ 資格確認書
- ・ 年金手帳\*
- ・ 介護保険証
- ・ 顔写真付きの社員証、学生証等

\*年金手帳は令和4年4月1日に廃止されましたが、引き続き本人確認書類としてご利用いただけます。

### 代理人の方が手続きするときは

- ① 代理人として来られた方の本人確認をいたします。
- ② 手続きの対象となる方との関係や委任状等により手続きができるかどうか、確認をいたします。
- ③ 番号制度の対象手続きの場合は、手続きの対象となる方のマイナンバー(個人番号)をご提示いただきます。